

第百十四回国会 商工委員会 議 録 第 六 号

平成元年六月十三日(火曜日) 午後零時十二分開議

出席委員

- 委員長 与謝野 馨君
- 理事 山本英太郎君
- 理事 尾身 幸次君
- 理事 類賀福志郎君
- 理事 青山 丘君
- 今枝 敬雄君
- 小川 元君
- 佐藤 信二君
- 三原 朝彦君
- 小澤 克介君
- 水田 稔君
- 水田 稔君
- 藤原ひろ子君
- 理事 浦野 休興君
- 理事 小杉 隆君
- 理事 奥野 一雄君
- 遠藤 武彦君
- 奥田 幹生君
- 田原 隆君
- 井上 泉君
- 上坂 昇君
- 森本 晃司君
- 工藤 晃君

出席政府委員

- 通商産業大臣 梶山 静六君
- 通商産業大臣官 房総務審議官
- 中小企業庁長官 松尾 邦彦君
- 中小企業庁次長 三上 義忠君
- 中小企業庁計画部長 高島 章君
- 中小企業庁小規模企業部長 関野 弘幹君
- 商工委員会調査室長 倉田 雅広君

委員外の出席者

- 補欠選任 速藤 武彦君
- 三原 朝彦君

委員の異動

- 六月十三日 石渡 照久君 補欠選任
- 古賀 正浩君 三原 朝彦君

第一類第九号 商工委員会議録第六号 平成元年六月十三日

古屋 亨君 中川 秀直君

石渡 照久君 補欠選任

本日の会議に付した案件

- 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)
- 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)
- 中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

○与謝野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案、内閣提出、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案及び内閣提出、中小企業事業団法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより各案について趣旨の説明を聴取いたします。梶山通商産業大臣。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業事業団法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

して、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて、毎月掛金を積み立て、廃業や死亡といった事態に備えるという共済制度であり、中小企業事業団がこれを運営しているところであります。小規模企業者にとり本制度の果たす役割は非常に大きく、昭和四十年十二月の制度発足以来加入者は年々累増し、二十三年余りを経過した今日では、その加入者数は百万人を超過しております。

本制度は、法律上、経済事情等の変化に対応すべく、掛金、共済金等の額の検討を定期的に行うよう義務づけられており、これまでも四回にわたるその見直しを行ってきたところであります。

今回、最近の経済情勢及び社会的情勢の変化、小規模企業者からの要望等を勘案し、掛金の額の見直しを含め、本制度の一層の整備、拡充を図るべく、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、掛金月額の最高限度の引き上げであります。最近の経済情勢を反映した転業に必要な資金規模の増加、加入者からの引き上げに対する要望、小規模企業者の所得水準の向上等を踏まえ、掛金月額の最高限度を現行の五万円から七万円に引き上げることとしております。

第二は、共済金の分割支給制度の導入であります。今後高齢化社会の到来が予想される中で、老後生活の安定が小規模事業者にとり重大な関心事となっており、また、円滑な産業調整を推進する上から、小規模企業者の引退後の生活の安定を確保することが重要な政策課題となっております。このような観点から、従来一時金として支給されてきた共済金を、共済契約者の選択により、十年間または十五年間に分割して支給し得ることとしております。

第三は、中小企業事業団の余裕金の運用方法の範囲の拡大であります。近時のように金利が低水準で推移する状況においては、共済資産の運用の多様化、効率化を図り、本制度の財政基盤を強化することが極めて重要となっております。このような観点から、小規模企業共済に係る余裕金については、政令で定める方法により運用することができることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

円高の定着下で、中小企業は、経済のソフト化、技術革新、情報化の進展、消費者ニーズの多様化等従来にはない厳しい環境の変化への対応を迫られております。我が国中小企業構造の円滑な調整を促進し、もって中小企業がこのような変化への積極的対応を図ることを可能とするためには、将来の成長が見込まれる中小企業の円滑な創業を支援することが不可欠であります。特に、創業時の中小企業にとり資金調達が困難であることが最大の課題点であることにかんがみれば、中小企業が事業を創業する際に、出資を行うことは極めて有効な支援措置であると考えられます。しかしながら、現在、中小企業投資育成制度においては、創業時の中小企業に対する出資を行うことができないこととなっているため、積極的な創業支援を可能とするよう所要の制度改正を行うことによりその機能を強化する必要があります。

本法律案は、このような観点から、中小企業投

資育成株式会社法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

この法律案の要旨は、中小企業投資育成株式会社等の営む事業に、設立段階にある株式会社に対する出資を追加することであり、これにより、創業期にある中小企業の自己資本による資金調達の内滑化を促進しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、中小企業事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業事業団は、規模の面で不利に立たされている中小企業の経営の安定と振興を図るための中核的機関として、昭和五十五年に中小企業振興事業団と中小企業共済事業団との統合により設立され、以来我が国の中小企業政策において重要な役割を果たしてきております。その業務のうち中小企業振興事業団から引き継いで実施している高度化融資は、中小企業の集団化、共同化等中小企業構造の高度化を図り、もって中小企業の振興に資する業務として定着しており、昭和六十二年度末の貸付残高は約九千四百億円に上っております。

近年、消費者ニーズの多様化、急速な技術革新等の環境変化が進展する中で、中小企業は、付加価値の高い個性的な商品やサービスの提供等による新たな対応を迫られております。現在、こうした中小企業の努力をその研究開発能力、商品開発力の強化等を通じて支援し、地域経済の牽引力となる中小企業を育成しようとする動きが各地において数多く見られますが、こうした動きを着実に定着させていくためには、従来の組合等に対する助成に加えて、事業の共同化等のための施設の設置等中小企業構造の高度化を支援する事業を行う

新たな主体に対し、所要の助成を行っていくことが必要となっております。

この法律案は、かかる助成の実施を通じて中小企業構造の高度化の一層の促進を図り、もって新たな経済的環境に即応した活力ある中小企業を育成すること等を目的とするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業事業団に、中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対する出資及び融資の業務を創設します。

第二に、出資業務に係る財源の安定的確保を図るために必要な規定の整備を行います。

第三に、中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対する税制上の特例措置等に関する規定の整備を行います。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

〇与野委員 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十四日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時二十分散會

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律

(小規模企業共済法の一部改正)

第一条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項に次のただし書を加える。  
ただし、その者に当該共済契約に係る第二条の三各号又は前条各号に掲げる事由が生じた場合は、この限りでない。

第四条第二項中「五万円」を「七万円」に改める。

第九条の次に次の三条を加える。  
(共済金の支給方法)

第九条の二 共済金は、一時金として支給する。  
(共済金の分割支給等)

第九条の三 事業団は、前条の規定にかかわらず、共済契約者の請求により、共済金を分割払いの方法により支給することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 共済金の額が通商産業省令で定める金額未満であるとき。

二 共済契約者に第二条の三第一号若しくは第二号又は第二条の四第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事由が生じた場合であつて、その事由が生じた日においてその者が六十歳未満であるとき。

2 分割払いの方法による共済金の支給期月は、毎年二月、五月、八月及び十一月とする。ただし、前支給期月に支給すべきであつた共済金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

3 分割払いの方法による共済金の支給の期間(以下「分割支給期間」という。)は、共済契約者の選択により、第一項の請求後最初の支給期月から十年間又は十五年間のいずれかとする。

4 支給期月ごとの共済金(以下「分割共済金」という。)の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 分割支給期間が十年の場合 共済金の額に千分の三十二・五を乗じて得た金額

二 分割支給期間が十五年の場合 共済金の額に千分の二十四・四を乗じて得た金額

5 前項各号に規定する金額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを

一円に切り上げるものとする。

第九条の四 事業団は、共済金を分割払いの方法により支給することとした場合において次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、その事由が生じた時までに支給期月の到来していない分割共済金の額の現価に相当する金額(以下「現価相当額」という。)の合計額を一括して支給するものとする。

一 共済契約者が死亡したとき 相続人

二 共済契約者に重度の障害その他の通商産業省令で定める特別の事情が生じた場合であつて、その者が事業団に対し現価相当額の合計額を一括して支給することを請求したとき その者

2 現価相当額は、分割共済金の額を年五・五パーセントの利率による複利現価法によつて前項各号に掲げる事由が生じた後における直近の支給期月から当該分割共済金に係る支給期月までの期間に応じて割り引いた額とする。

3 前条第五項の規定は、現価相当額に一円未満の端数が生じた場合における当該端数の処理について準用する。

第十二条の次に次の一条を加える。  
(解約手当金の支給方法)

第十二条の二 解約手当金は、一時金として支給する。

第十五条中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、「ただし」の下に「その権利が相続により承継されたものである場合」を加える。

第二十一条第一項中「共済金」にあつては第九条第一項に定める共済金の額、解約手当金にあつては第十二条第三項に定める解約手当金を「当該共済金の額又は当該解約手当金」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。

(中小企業事業団法の一部改正)

第二条 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を第一項第一号に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、安全かつ効率的なものとして政令で定める方法により、第二十七条第一項の規定による同項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

第三十二条第五項に改め、同条第三号中「第三十二条第三項」を「第三十二条第四項」に改める。

第四十一条第四号中第三十二条第一項の下に「又は第二項」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における経済事情の変化に対応し、小規模企業共済制度の一層の充実を図るため、小規模企業共済契約に係る掛金月額額の最高限度の引上げ及び共済金の分割支給制度の導入を行うとともに、小規模企業共済に係る余裕金の運用方法の範囲の拡大を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律

中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「同号」を「前号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 資本の額が一億円以下の株式会社設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

第五条第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項第二号又は第三号」に改める。

第六条第二項第一号を次のように改める。

一 株式会社設立に際して発行する株式及び新株の引受け（以下「株式の引受け」という。）の対象業種、株式の引受けの相手方の選定の基準、株式の引受けの際の評価の基準、株式の引受けの限度、株式の保有期間並びに株式の処分方法

第六条第二項第四号中「前条第一項第三号」を「前条第一項第四号」に改める。

第十三条中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 中小企業技術開発促進臨時措置法（昭和六十年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項第二号」に改める。

理由

中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業投資育成株式会社

社の営む事業に株式会社設立に際して発行する株式の引受け及び保有を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業事業団法の一部を改正する法律案

中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「貸付け」の下に「及び出資」を加える。

第十二条第一項を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第二十一条第一項第二号中「又はロ」を「からハまでのいずれか」に改め、同号に次のように加える。

ハ 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対し、当該事業の用に供する土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は設置するのに必要な資金の貸付けを行うこと。

第二十一条第一項第三号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対し、当該事業に必要な資金の出資を行うこと。

第二十一条第三項中「事業」の下に、「同号ハの中小企業構造の高度化を支援する事業を」、「同項第三号の下に」及び第三号の二を加える。

第二十二條第一項第一号中「同項第二号イ」の下に「及びハ」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 前条第一項第三号の二に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

第二十二條第五項中「同項第一号」の下に、「第一号の二」を加える。

第二十六条に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書

を各事務所に備えて置かなければならない。

第二十七條第一項中「第一号に掲げる業務に係るものと第二号に掲げる業務に係るものとその他の業務に係るもの」とを「次の各号に掲げる業務ごとに経理」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第二十八條第一項中「額」の下に「前条第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定においては、その残余の額から次条第三項の規定に基づき同条第一項の出資資金に充てた額を控除した額」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（出資資金）

第二十八條の二 事業団は、第二十一条第一項第三号の二に掲げる業務及びこれに関連する同項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「出資業務」という。）に関して、第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定に出資資金を設けるものとする。

2 事業団は、前項の出資資金（以下「出資資金」という。）に係る経理については、第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定における他の経理と区分して整理しなければならない。

3 事業団は、第二十七條第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定において前条第一項に規定する残余の額があるときは、通商産業大臣の承認を受けてその残余の額の全部又は一部を出資資金に充てることができる。

4 出資資金の運用によつて生じた利子その他出資資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、出資業務に必要な資金又は出資資金に充てられるほか、出資業務の遂行に支障の生じない範囲内において、第二十一条第一項第一号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てることができる。

第三十八條第二号中「同項第一号」の下に、「第一号の二」を加え、同条第三号中「第二十六條第一項の下に」、第二十八條の二第三項を加える。

第四十条及び第四十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十二条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則に次の一条を加える。

(出資資金の運用又は使用の特例)

第三十七条 事業団は、当分の間、第二十一条第一項第二号又は第三号に掲げる業務(以下「貸付等業務」という。)の遂行上必要があるときは、出資業務の遂行に支障の生じない範囲内において、出資資金の一部を貸付等業務に必要な資金に充てることができる。この場合において、事業団は、後日、当該貸付等業務に必要な資金に充てた金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、出資資金に充てるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(出資資金への充当の特例)

第二条 中小企業事業団は、平成元事業年度において、この法律による改正後の中小企業事業団法(以下「新法」という。)第二十八条の二第一項に規定する出資業務に必要な資金に充てるべきものとして新法第五条第二項の規定により政府が出資した額に相当する金額のほか、予算で定めるところにより、新法第二十七条第一項の規定による同項第三号に掲げる業務に係る勘定において当該事業年度に生ずる新法第二十八条第一項に規定する残余の額の見込額の一部を新法第二十八条の二第一項の出資資金に充てるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に中小企業事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)  
第五条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「若しくはロ」を「からハまでのいずれか」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十二号中「寄与する事業」の下に「若しくは同号ハの中小企業構造の高度化を支援する事業」を加え、「同号イ若しくはロ」を「同号イ若しくはハ」に、「施設」を「同号ロの施設」に、「受けて当該事業」を「受けてこれらの事業」に、「又は当該事業」を「又はこれらの事業」に改める。

理由

最近の我が国の中小企業をめぐる経済事情の著しい変化にかんがみ、中小企業構造の高度化の一層の促進を図るため、中小企業事業団の業務に中小企業構造の高度化を支援する事業に係る貸付け及び出資を追加するとともに、出資資金の設置等出資業務に必要な資金についての措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員会議録第四号中正誤

改正  
四末四 正  
四末四 誤  
それとも、  
それと、